

国立大学法人島根大学と中村元記念館との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と中村元記念館が包括的な連携のもと、人材育成、学術、研究、教育、文化、国際交流、広報等の分野において相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 島根大学と中村元記念館は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 人材育成に関する事項
- (2) 学術・研究の振興に関する事項
- (3) 教育・文化の振興に関する事項
- (4) 国際交流の推進に関する事項
- (5) 遠隔講義等の実施に関する事項
- (6) 広報及び情報提供に関する事項
- (7) その他両者が必要と認める事項

(協議)

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)


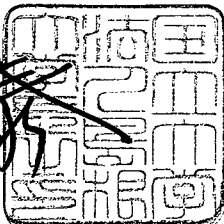
第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、島根大学と中村元記念館のいずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 島根大学と中村元記念館は、この協定の有効期間中であっても、双方協議してこの協定書を改定することができる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年10月18日

国立大学法人島根大学
島根大学長

中村元記念館
館長